

さいたま市設計業務等成績評定試行要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する土木及び建築工事に係る建設工事に伴う設計業務等において、実施する成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等の指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領における評定は、当初契約金額が300万円以上（単価請負契約は除く。）の委託業務のうち、土木工事に係るものにあつては詳細設計、測量及び地質調査について行い、建築工事に係るものにあつては実施設計、測量及び地質調査（以下「評定の対象業務」という。）について行うものとする。ただし、建設工事に伴う委託業務に限る。

(評定者)

第3条 評定を行う者を以下のように定める。

- (1) 評定の対象業務の評定者は、さいたま市業務委託検査規程に規定する業務委託検査員に準ずる業務委託検査員（以下「業務委託検査員」という。）、監督員並びに業務を総括する監督員とする。
- (2) 業務を総括する監督員は、業務委託検査員を兼ねることができない。

(評定の方法)

第4条 評定は以下に則って行うものとする。

- (1) 評定は、評定の対象業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- (2) 評定は、「設計業務成績評定点表」（様式第4号）、「考査項目別採点表」（様式第5号）、並びに「考査基準」（別紙）により実施する。
- (3) 評定の結果は、「設計業務等完了検査調書」（第3号様式）に記録する。
- (4) 評定の対象業務以外の業務が混在する場合は、評定の対象業務が主たる業務と認められる場合に限り本要領を適用して評定することとし、それ以外の場合は、さいたま市業務委託検査規程に準ずることとする。1契約について複数の評定は行わない。

(評定の時期)

第5条 監督員及び業務を総括する監督員は、評定の対象業務完了後すみやかに評定を行い、業務委託検査員は完了検査実施後すみやかに評定

を行う。

(評定結果の通知)

第6条 委託者（発注者）は、完成検査終了後遅延なく、評定結果を検査結果通知書（様式第8号）と併せて設計業務等成績評定結果通知書（様式第9号）により受託者（受注者）へ通知するものとする。

(説明請求)

第7条 受託者（受注者）は、通知を受けた日から起算して14日以内に、「設計業務等成績評定結果に関する説明請求書」（様式第10号）により委託者（発注者）に対して評定結果について説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

第8条 委託者（発注者）は、前条の規定による説明を求められたときは、「設計業務等成績評定結果に関する説明請求に対する回答書」（様式第11号）により受託者（受注者）へ回答するものとする。この場合において、設計業務等発注課（所）の長は、受託者（受注者）に評定点の詳細について回答することができる。

(再説明請求)

第9条 受託者（受注者）は、通知を受けた日から起算して、14日以内に、「設計業務等成績評定結果に関する再説明請求書」（様式第12号）により委託者（発注者）に対して評定結果について再説明を求めることができる。

(再説明請求に対する回答)

第10条 委託者（発注者）は、前条に規定による再説明を求められたときは、別に定める設計業務等成績評定審査委員会の審議を経て「設計業務等成績評定結果に関する再説明請求に対する回答書」（様式第13号）により回答するものとする。

(修正の通知)

第11条 委託者（発注者）は、設計業務等成績評定審査委員会の審議を経て評定を修正したときは、「設計業務等成績評定結果修正通知書」（様式第14号）により受託者（受注者）へ通知するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、委託者（発注者）と受託者（受注者）で双方協議の上、決定することとする。

附 則

この試行要領は、令和2年4月1日以降に発注する業務より適用する。

様式一覧

番号	様式名	関連条文
別紙	考査基準	第4条第2号
様式1	監督員の指定・変更通知書	第3条第1号
様式2	完了報告書	第4条第2号
様式3	設計業務等完了検査調書	第4条第3号
様式4	設計業務等成績評定表	第4条第2号
様式5	考査項目別採点表	第4条第2号
様式6	契約履行確認検査評定伺	第4条第2号
様式7	契約履行確認検査結果報告	第4条第2号
様式8	検査結果通知書	第7条
様式9	設計業務等成績評定結果通知書	第7条
様式 10	設計業務等成績評定結果に関する説明請求書	第8条
様式 11	設計業務等成績評定結果に関する説明請求に対する回答書	第9条
様式 12	設計業務等成績評定結果に関する再説明請求書	第10条
様式 13	設計業務等成績評定結果に関する再説明請求に対する回答書	第11条
様式 14	設計業務等成績評定結果修正通知書	第12条